

倉敷市

防災・減災対策に資する住宅取得に
補助金を交付（最大20万円）

- ◇雨水簡易貯留槽（雨水タンク）の設置等
- ◇止水板の設置

連携



住宅金融支援機構

【フラット35】の借入金利から
当初5年間 年0.25%引下げ

長期優良住宅など、質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を引き下げる【フラット35】Sとの併用が可能です。

防災・減災対策に資する住宅取得に積極的な取組を行う倉敷市と住宅金融支援機構が連携し、倉敷市による財政的支援とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

ご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、倉敷市から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

対象となる補助事業

倉敷市雨水流出抑制施設設置補助金（住宅を取得する場合に限る）

倉敷市止水板設置工事等補助金（住宅を取得する場合に限る）

「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付は、上記いずれかの補助金の交付対象であり、住宅の取得に【フラット35】ご利用予定の場合に対象となります。

＜お客さまの手続＞

① 倉敷市へ「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付申請

倉敷市 フラット35地域連携型 [検索](#)

申請書式のダウンロードはこちら

② 倉敷市から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付



③ 「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」を借入申込み金融機関へ提出

借り入れの契約時まで提出する必要があります。

- (注1) 【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利の住宅ローンです。借入申込みは、取扱金融機関となります。
- (注2) 借入申込みにあたっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、「長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）借入申込みに係る申出書（地域連携型・地方移住支援型）」を提出する必要があります。
- (注3) 住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。
- (注4) 倉敷市、住宅金融支援機構の双方に予算金額があります。

倉敷市の補助事業のお問い合わせ先

倉敷市 環境リサイクル局
下水道部 浸水対策室
086-426-3593

【フラット35】のお問い合わせ先

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター
0120-0860-35（通話無料）
営業時間：9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
利用できない場合（国際電話など）は、次の番号へおかけください。
048-615-0420（通話料金がかかります。）